

阪南市岬町地域自立支援協議会共同設置要綱

(設置)

第1条 阪南市及び岬町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を共同して行うため、阪南市岬町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、本部会議、サービス調整連絡会議及び個別支援会議で構成する。

(協議会の会長)

第4条 協議会を総括するため、協議会に会長を置くものとする。なお会長の選出については、次条に定める本部会議の座長をもって充てるものとし、会長に事故あるときは、次条第2項による本部会議の職務を代理する委員が会長の職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、第2条第1号及び第5号の事務を所掌するため、概ね10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、阪南市長及び岬町長が協議によって定める者に参加を依頼する。

- (1) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者の長
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の長
- (3) 障害者関係団体の長
- (4) 就労支援機関の代表
- (5) 当事者の代表
- (6) 関係行政機関の代表

2 本部会議の座長は、委員の互選により定める。なお、座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

3 座長は、本部会議を代表し、会務を総理する。

(サービス調整連絡会議)

第6条 サービス調整連絡会議は、第2条第2号から第5号までの事務を所掌するため、概ね15人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから、阪南市長及び岬町長が協議によって定める実務者に参加を依頼する。

- (1) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (3) 教育関係機関
- (4) 就労支援機関

- (5) 保健所
- (6) 社会福祉協議会
- (7) 関係行政機関
- (8) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業者

2 サービス調整連絡会議の座長は、委員の互選により定める。なお、座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

3 座長は、サービス調整連絡会議を代表し、会務を総理する。

4 サービス調整連絡会議は、特殊な事例に対応するため、別途、専門会議を設置することができる。

(個別支援会議)

第7条 個別支援会議は、利用者に関わるサービス提供者や支援関係者が必要時に集まり、多職種協働により支援目標、個別支援計画の調整等を行う。

2 サービス調整連絡会は、個別支援会議に対し、協議内容の報告を求めることができる。

(会議の開催等)

第8条 会議の開催は、次のとおりとする。

- (1) 本部会議 原則として年2回
- (2) サービス調整連絡会議 原則として年4回
- (3) 個別支援会議 随時

2 前項の会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

3 本部及びサービス調整連絡会議の招集等は、それぞれの座長が行ない、座長が会議の議長となる。

4 本部及びサービス調整連絡会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 本部及びサービス調整連絡会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 この協議会に参画した者は、会議等を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、阪南市長及び岬町長が協議のうえ定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、阪南市長及び岬町長が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。